

令和8年度 指名停止業者一覧表

指名停止理由	有資格業者名	指名停止期間				適用条項	決定日	備考
独占禁止法違反行為	共栄石油株式会社	令和8年6月4日	から	令和8年12月3日	6か月	第2条第1項別表第2第4号	令和8年6月4日	当該業者は、軽油販売業者による価格カルテル事件について、独占禁止法違反の疑いで令和8年4月17日、公正取引委員会から検事総長に告発された。
独占禁止法違反行為	日本ハイウェイ・サービス株式会社	令和8年6月4日	から	令和8年12月3日	6か月	第2条第1項別表第2第3号並びに第4条第3項	令和8年6月4日	当該業者は、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為（不当な取引制限の禁止）を行っていたとして、令和8年4月22日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
独占禁止法違反行為	株式会社東京エネシス	令和8年8月4日	から	令和9年2月3日	6か月	第2条第1項別表第2第6号	令和8年8月4日	当該業者の社員は、群馬県上野村の発注工事において、同村職員から事前に設計金額を入手した上で落札したとして、令和8年6月16日に官製談合防止法違反等の容疑で群馬県警に逮捕され、同年7月3日に起訴された。
その他不正又は不誠実な行為	イオンディライト株式会社	令和8年8月4日	から	令和8年9月3日	1か月	第2条第1項別表第2第9号	令和8年8月4日	当該業者及びその社員は、社員が法令で定める資格を有していないのに玉掛けの業務を行ったとして、労働安全衛生法違反により、令和7年12月15日に伊那簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。
その他不正又は不誠実な行為	協和テクノロジズ株式会社	令和8年8月24日	から	令和8年9月23日	1か月	第2条第1項別表第2第9号	令和8年8月24日	当該業者は、無線設備等の点検の結果を免許人に偽って通知したとして、近畿総合通信局から令和8年5月19日付けで、電波法の規定に基づく行政処分（業務停止命令及び業務改善命令）を受けた。